

令和2年2月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和2年2月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和2年2月3日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和2年2月3日 午後1時57分
○閉会の日時 令和2年2月3日 午後3時44分
○出席議員

1番	在原直樹君	2番	笹生典之君
3番	前田美智江君	4番	渡辺務君
5番	石井志郎君	6番	船田兼司君
7番	須永和良君	8番	磯貝清君
9番	竹内伸江君	10番	座親政彦君
11番	近藤忍君	12番	斉藤高根君
13番	江野澤吉克君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦君	副広域連合企業長	高橋恭市君
事務局長	小島肇君	技師長	渡邊浩司君
参事(総務企画課長)	平野和之君	参事(業務課長)	中畑浩治君
技監(浄水1課長)	加藤和之君	経理課長	田中宏君
工務1課長	須田和弘君	工務2課長	高木勝義君
浄水2課長	石井秀幸君	副技監(工務2課副課長)	星野誠君
総務企画課副課長	竹内眞美君	工務1課副課長	市川浩一君
工務2課副課長	小川和也君	浄水1課副課長	鮎川正弘君
浄水2課副課長	一色崇史君	業務課主幹	増田政弘君
総務企画課主査	齋藤慎也君		

監査委員 多田賢君

○出席事務局職員

議会事務局長	小泉貴志	書	記	山中利幸
書記	満園弘美			

○議事日程

日程第1	議席の指定
日程第2	副議長の選挙
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名
日程第5	議案の上程

議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第3号 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益
剰余金の処分について

議案第4号 令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業
会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業
会計予算

議案第6号 水道料金債権の放棄について

日程第6 広域連合企業長の提案理由説明

日程第7 議案審議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

開 会

（令和2年 2月 3日 午後 1 時 57 分）

議長(磯貝 清君) おつかれさまでございます。定刻前でございますが、全員ご参集いただきましたので、これより令和2年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配布いたしております日程表に基づいて、進行させていただきます。また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員が出席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者につきましては、座席表をお手元に配布してございますので、御参照してください。

諸 般 の 報 告

議長(磯貝 清君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

副議長でありました阿津文男君には11月28日に広域連合企業団議員を辞職され、後任の議員に袖ヶ浦市議会から前田美智江君が就任されました。

ここで、このたび就任されました議員を御紹介いたします。前田美智江君。

議員(前田美智江君) はい。ただいま御紹介いただきました前田と申します。どうぞよろしくお

願ひ致します。

議長(磯貝 清君) 次に、監査委員から、地方自治法第199条の規定による定期監査及び地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配布しておきましたので、御了承願ひします。

議長(磯貝 清君) 諸般の報告は、以上であります。

議 席 の 指 定

議長(磯貝 清君) これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。

議 長 の 選 挙

議長(磯貝 清君) 日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

議長(磯貝 清君) 副議長の推選について意見を求めます。

議員(石井志郎君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。石井志郎君。

議員(石井志郎君) 副議長につきましては、前田美智江議員を御推選いたします。

議長(磯貝 清君) はい。ただ今、前田美智江君に、副議長への御推選がございました。

お諮りいたします。

前田美智江君を副議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) 御異議ないものと認めます。ただ今、御推選のありました前田美智江君が副議長に当選いたしましたので、告知いたします。

議長(磯貝 清君) それでは、副議長に当選されました前田美智江君のごあいさつをお願いいたします。

副議長(前田美智江君) はい。ただ今、皆様方の御推挙によりまして、副議長という要職を担うことになり、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、議長の補佐役として議会の適正かつ円滑な運営に寄与できますよう努力してまいりますので、格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

会 期 の 決 定

議長(磯貝 清君) 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(磯貝 清君) 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

議長(磯貝 清君) 会議録署名議員に、議席番号5番、石井志郎君、議席番号7番、須永和良君を指名します。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(磯貝 清君) 次に、広域連合企業長から、招集のごあいさつがあります。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 議長。

議長(磯貝 清君) お願いします。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 皆様お疲れ様でございます。本日、ここに令和2年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

4月に、当企業団が事業を開始してから、まもなく1年が経過しようとしております。全職員が一丸となって、予定された事業を実施するとともに、記録的な暴風雨となった9月及び10月の台風では、復旧作業や応急給水活動の対応に当たりました。

防災・減災対策については鋭意取り組んでいるところであり、引き続き、統合基本計画に基づく施設整備を推進してまいりますので、議員各位には、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

本日提案いたします案件は、6件でございます。議案の細部につきましては、後ほど提案理由説明の際に申し上げることといたしますが、十分、御審議をいただきますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 案 の 上 程

議長(磯貝 清君) 日程第5、議案の上程を行います。議案第1号から議案第6号までを一括上程いたします。職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長 議案の朗読)

企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(磯貝 清君) 日程第6、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) はい、議長。

議長(磯貝 清君) 広域連合企業長、渡辺芳邦君。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) はい。それでは、本日提案いたします、議案等の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の制度が導入されたことに伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されたことに伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

続いて、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」でございますが、平成30年度決算において、事業統合前の旧事業体で生じた未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第4号「令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第1号)」でございますが、既定の予算において、追加、その他の変更を加える必要が生じたことにより、補正予算を編成し、議会の議決を得ようとするものでございます。

続いて、議案第5号「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」でございますが、当広域連合企業団が運営する水道事業、水道用水供給事業において、業務の予定量、事業運営に係る収益的収支予算や、施設・管路の更新及び耐震化などに係る資本的収支予算などについて、議会の議決を得ようとするものでございます。

最後に、議案第6号「水道料金債権の放棄について」でございますが、消滅時効期間の経過した水道料金に係る債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上が、本日の議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 案 審 議

議長(磯貝 清君) 日程第7、議案審議を行います。

議長(磯貝 清君) 議案第1号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝 清君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) 議案第1号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明をいたします。

議案書の1ページを御覧ください。

この条例は、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的として、一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が創設されたことから、関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1条は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正する規定でございます。

その内容は、フルタイムの会計年度任用職員について、その任用や勤務条件に関し、任命権者から広域連合企業長に対する報告や、広域連合企業長による公表等の対象に追加するものでございます。

第2条は、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例を改正する規定でございます。

その内容は、会計年度任用職員について、減給の対象に含めるものでございます。

第3条は、職員の育児休業等に関する条例を改正する規定で、4ページにかけて改正案がございまして、

その内容は、育児休業をすることができる非常勤職員について、育児休業等の取得要件及び期間を定めるものでございます。

4ページ下段を御覧ください。

第4条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を改正する規定でございます。

その内容は、会計年度任用職員について、公務災害補償の対象とし、その保障基礎額を定めるものでございます。

第5条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正する規定で、6ページにかけて改正案がございまして、

その内容は、会計年度任用職員の給料、報酬、期末手当、退職手当等に関する規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討

論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第2号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝 清君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) 議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」御説明をいたします。

議案書の7ページを御覧ください。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定を5年ごとに更新をする制度が導入されたことに伴い、当該更新に係る手数料を新設するものでございます。

給水条例の別表第3に、指定給水装置工事事業者の指定を更新するときの手数料を1件につき1万円とする内容を追加しようとするものでございます。

なお、手数料の額につきましては、事務費を試算するとともに、他の事業体を参考に算定いたしました。条例の施行日は令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい。挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第3号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝 清君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) 議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の説明をいたします。

議案書の9ページをお開きください。

本件は、統合前の旧事業体の平成30年度決算における未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

10ページをお開きください。

表の1は水道事業の部、2は水道用水供給事業の部の処分計算書でございます。まず、1 水道事業の部から御説明いたします。

水道事業では、統合前の4市水道事業の決算における、計算書の右の列、「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、25億2,117万1,471円ですが、このうち17億5,559万8,815円を、議会の議決を得て処分しようとするものでございます。

その内訳は、3行目、減債積立金へ1億4,371万3,741円、4行目、建設改良積立金へ7億8,107万3,813円、5行目、資本金への組み入れとして8億3,081万1,261円でございます。

なお、利益処分につきましては、当面の間は各セグメントの状況を勘案して行うとされており、企業債償還金の財源確保のための減債積立金は、君津市の分でございます。今後の更新事業の増加に備えるための建設改良積立金は、木更津市と袖ヶ浦市の分となります。

資本金への組み入れは、会計ルール上の経理処理で、積立金を使用した場合に、使用後の額を再度未処分利益剰余金に戻し、処分の手続きを経て資本に組み入れるものでございます。現金の裏付けを持たない制度上の処分で、木更津市及び君津市が該当します。

この結果、表の最下段にありますとおり、次年度に7億6,557万2,656円を繰り越すこととしております。これは、富津市が保有する利益剰余金で、純利益の状況を勘案し今後の処分方法を検討していくことから、今回は処分を見送り、未処分のまま繰り越そうとするものでございます。

次に、2 水道用水供給事業の部でございます。表の構成は、水道事業と同様でございます。

当年度末の未処分利益剰余金残高20億6,604万7,574円のうち17億4,836万6,218円を処分しようとするものでございます。内訳は、減債積立金へ7億5,000万円、資本金への組み入れとして9億9,836万6,218円でございます。

この結果、次年度に3億1,768万1,356円を繰り越すこととなりますが、これは、将来の事業規模等を勘案して処分方法を検討する必要があることから、今回は処分を見送り、未処分のまま繰り越そうとするものでございます。

説明は、以上でございます。

なお、参考として、別冊の議案参考資料19ページには、旧事業体の未処分利益剰余金の基礎となる平成30年度決算の概略を添付しております。

以上が、かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第4号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝 清君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) 議案第4号「令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第1号)」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の別冊、「令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)」と書かれた資料の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、昨年の台風被害の対応に要した人件費等の経費を中心に、所要の補正を行おうとするものでございます。

はじめに、補正予算の各条項について御説明させていただきます。

まず、第1章 水道事業でございます。

第1条は総則でございます。

第2条は、「収益的収入及び支出」の補正で、第1款水道事業費用を5,300万1千円増額し、99億5,868万6千円に補正しようとするものでございます。

第3条は「資本的収入及び支出」の補正でございます。

第1款資本的支出を407万1千円増額し、61億7,583万円に補正しようとするものでございます。

この補正により、第3条の本文、上から3行目のカギ括弧書に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31億231万円につきまして、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

第4条は、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」の金額を改めようとするもので、今回の人件費の補正を受け、職員給与費を3,660万円増額し、8億3,949万3千円に補正しようとするものでございます。

3ページをお開きください。

次に、第2章 水道用水供給事業でございます。

第1条は総則でございます。

第2条は、「収益的収入及び支出」の補正で、収入では、第1款水道事業収益を8,693万円減額し、68億2,922万3千円に、費用では、第1款水道事業費用を132万円増額し、59億9,756万8千円に、それぞれ補正しようとするものでございます。

第3条は「資本的収入及び支出」の補正でございます。

第1款資本的支出を109万4千円増額し、43億6,643万7千円に補正しようとするものでございます。

この補正により、第3条の本文、上から3行目のカギ括弧書に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35億4,501万7千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

第4条は「債務負担行為」の追加でございます。

4ページを御覧ください。

表に記載の2件の事項につきまして、令和2年度中に十分な履行期間を確保するため、令和元年度中に契約準備行為を行うに当たり、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

第5条は、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」の金額を改めようとするもので、

職員給与費を132万円増額し、5億4,049万6千円に補正しようとするものでございます。

以上の主な内容につきまして、次ページ以降の「補正予算に関する説明書」により御説明をいたします。9ページをお開きください。

まず、水道事業の部から、「補正予算（第1号）の実施計画」でございます。

収益的収入及び支出では、第1款 水道事業費用で5,300万1千円の補正ですが、第1項 営業費用で3,800万1千円の増額は、第1目 原水及び浄水費から第5目 総係費において、台風被害の対応に要した経費を補正するもので、このうち3,273万5千円が人件費でございます。

第2項 営業外費用で1,500万円の増額は、消費税及び地方消費税の補正で、消費税額の再計算によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、第1款 資本的支出で407万1千円の補正でございますが、第1項 建設改良費で386万5千円の増額は、全額が台風被害の対応に要した人件費でございます。

第2項 企業債償還金で20万6千円の増額は、平成30年度に借入れた企業債の利率が当初の想定より低い利率で確定いたしました。元利均等で償還していることから、利率の減少が元金の増加につながるためでございます。

10ページをお開きください。令和元年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。

表の一番右下、期末資金残高では57億7,206万4千円を予定しております。平成30年度決算の確定に伴い、当初予算時より資金は増加となる見込みでございます。

11ページを御覧ください。「給与費明細書」でございます。

項目1 総括の表、一番右の列の最下段の合計額に記載のとおり、3,660万円の増額は、台風被害の対応に当たった職員の時間外勤務手当の補正が主な内容でございます。

このページの下の方から、次の12ページまでにつきましては、記載のとおりでございます。

なお、その他の説明資料といたしましては、13ページから14ページには、「令和元年度予定貸借対照表」、15ページから17ページには、今回の財務諸表等の作成にあたり、採用した会計処理の基準や手続き等を示した「注記」を掲載しておりますが、内容は記載のとおりでございます。

21ページをお開き願います。水道用水供給事業の部でございます。添付する資料は、水道事業と同様でございます。

「補正予算（第1号）の実施計画」で、収益的収入及び支出では、まず収入で、第1款 水道事業収益で8,693万円の減額は、第2項 営業外収益で、消費税納付方法の変更に伴う消費税及び地方消費税還付金の減額でございます。

支出では、第1款 水道事業費用で132万円の増額は、第1項 営業費用で、全額が台風被害の対応に要した人件費でございます。

次に、資本的収入及び支出では、第1款 資本的支出で109万4千円の増額は、第2項 企業債償還金で、水道事業と同様に、平成30年度に借入れた企業債の利率確定によるものでございます。

22ページをお開き願います。令和元年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。

表の一番右下、期末資金残高では48億1,594万8千円を予定しており、水道事業と同様に、平成30年度決算の確定に伴い、当初予算時より資金は増加となる見込みでございます。

23ページを御覧ください。「給与費明細書」でございます。

項目1 総括の表、一番右の列の最下段の合計額に記載のとおり、132万円の増額は、台風被害の対応に当たった職員の時間外勤務手当でございます。

なお、その他の説明資料といたしましては、25ページに「債務負担に関する調書」を、26ページから29ページにかけて、水道事業と同様の「令和元年度予定貸借対照表」、「注記」をそれぞれ掲載しておりますが、内容は記載のとおりでございます。

また、参考資料といたしまして、33ページから35ページには、今回の補正予算のうち、水道事業の各市域の状況を示したものを添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が、令和元年度補正予算（第1号）の説明でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め討論を打ち切ります。

議長(磯貝 清君) これより議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長(磯貝 清君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第5号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長(磯貝 清君) 事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) 議案第5号「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の別冊「令和2年度水道事業会計予算」と書かれた資料の1ページの方をお開き願います。

補正予算と同様、予算の各条項について御説明させていただきます。

まず、第1章 水道事業でございます。

第1条は「総則」でございます。

第2条は、「業務の予定量」でございます。（1）給水戸数を14万726戸に、（2）年間総給水量を3,804万8,389立方メートルに、（3）1日平均給水量を10万4,242立方メートルに定め、（4）主要な建設改良事業として、記載の配水管更新・改良事業などを実施しようとするものでございます。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額でございます。

収入総額を108億8,806万1千円、支出総額を99億8,004万8千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額でございます。まず、2ページをお開き願います。

収入総額を39億9,904万1千円、支出総額を74億4,136万1千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、1ページの方にお戻りいただき、第4条本文を御覧ください。

括弧書に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34億4,232万円につきましては、過年度損益留保資金等で補てんするものでございます。

再び、2ページをお開き願います。

第5条は、「債務負担行為」でございます。

翌事業年度以降にわたり実施する2つの事項について、その期間及び限度額を、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条は、「企業債」でございます。

起債の限度額を18億1,900万円とし、その他、起債の目的等を表のとおり定めようとするものでございます。

第7条は、「予定支出の各項の経費の金額の流用」でございます。

予定支出の項をまたぐ経費の流用について、(1)に記載の場合に限り、その流用ができると定めようとするものでございます。

第8条は、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」でございます。(1)職員給与費につきましては8億445万円に、(2)交際費につきましては16万円に、それぞれ定めようとするものでございます。

3ページを御覧ください。第9条は、「他会計からの補助金等」でございます。

各市域の一般会計から補助等を受ける金額について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第10条は、「たな卸資産購入限度額」で、年度内に購入するたな卸資産の購入限度額を、8,639万1千円に定めようとするものでございます。

5ページの方をお開き願います。

次に、第2章 水道用水供給事業でございます。

第1条は「総則」でございます。

第2条は、「業務の予定量」でございます。(1)受水団体である千葉県及び当広域連合の水道事業に対し、(2)年間総給水量を4,958万7,820立方メートルに、(3)1日平均給水量を13万5,857立方メートルに定め、(4)主要な建設改良事業として、浄水、送水施設の耐震化事業などを実施しようとするものでございます。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額でございます。収入総額を68億4,568万6千円、支出総額を63億155万7千円に、それぞれ定めようとするものでございます。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額でございます。収入総額を、5億2,174万円に定めようとするものでございます。

6ページをお開きください。支出総額を43億3,988万9千円に定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただき、第4条の本文を御覧ください。

資本的収入が資本的支出に対し不足する38億1,814万9千円につきましては、水道事業と同様に過年度損益留保資金等で補てんするものでございます。

再び、6ページの方にお戻りください。

第5条は「債務負担行為」でございます。記載の4つの事項について、水道事業と同様に、その期間及び限度額を、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条は、「企業債」でございます。起債の限度額を5億円とし、その他、起債の目的等を表のとおり定めようとするものでございます。

第7条は、水道事業と同様の記載でございます。第8条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」でございます。(1)職員給与費につきましては5億5,309万6千円に、(2)交際費につきましては4万円に、それぞれ定めようとするものでございます。

7ページを御覧ください。第9条は、「他会計からの補助金等」でございます。

構成団体の一般会計から補助等を受ける額につきまして、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

それでは次に、予算の条項の主な内容につきまして、次ページ以降ですね、「予算に関する説明書」により御説明をいたします。

13ページの方をお開き願います。

まず、水道事業の部から、「予算実施計画」でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款水道事業収益で108億8,806万1千円を予定しており、その内訳は、第1項 営業収益で92億9,725万3千円は、水道料金からなる給水収益などでございます。

なお、水道料金は給水戸数の伸びなどから基本料金は堅調なものの、節水意識の高まり等による給水量の減量により、前年を下回る見込みでございます。

第2項 営業外収益で15億9,080万8千円は、新規水道加入金や、会計制度見直しにより制度化された長期前受金戻入などでございます。

14ページをお開き願います。

支出では、第1款 水道事業費用で99億8,004万8千円を予定しており、その内訳は、第1項 営業費用で95億797万7千円は、水道水を供給するための経費で、毎年度継続的に計上する業務委託費や修繕費のほか、業務効率化のための新規業務委託や、前年の台風被害を受け、給水袋等の購入費や非常用発電機の借上げに必要な経費を計上してございます。

第2項 営業外費用で4億3,475万5千円は、これまでに借り入れた企業債の支払利息等でございます。

第3項 特別損失で1,831万6千円は、資産の除却に係る経費などでございます。

第4項 予備費で1,900万円は、予算外の不測の支出に備える予備的経費でございます。

15ページを御覧ください。続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款 資本的収入で39億9,904万1千円を予定しており、その内訳は、第1項 企業債で18億1,900万円は、建設改良事業等で予定している工事に充当するものでございます。後ほど支出の部で御説明いたしますが、建設改良事業の推進で事業費が大幅に増加しますが、特定財源である国庫補助金、出資金も増額となることから、企業債借入は前年とほぼ同額で推移する見込みでございます。

第2項 出資金で9億2,690万円は、広域化に伴う事業推進に当たり経営基盤の強化を図るため、各市の一般会計から受ける出資でございます。

第3項 国庫補助金で10億7,822万5千円は、「生活基盤施設耐震化等交付金」で、施設整備水準を高めるための事業に充当する補助金でございます。

出資金、国庫補助金とも、事業の更なる推進に伴う統合広域化メリットにより、前年度当初予算に比べ約8割増となっております。

第4項 他会計補助金で5,087万5千円は、統合前の事業に充てた企業債償還金への一般会計からの補助でございます。

第5項 負担金で1億2,404万1千円は、下水道工事等に伴う工事負担金等でございます。

16ページをお開き願います。

支出では、第1款 資本的支出で74億4,136万1千円を予定しており、その内訳は、第1項 建設改良費で56億5,688万円は、老朽管更新等の改良事業や、水道未普及地域解消のための拡張事業に要する経費などでございます。

特に管工事では、前年度当初予算から施工延長で約2,300メートル、事業費では約5億3千万円を増額し、先ほど御説明した国庫補助金や出資金などの特定財源を活用し、事業整備を進めてまいります。

また、今般の台風被害を受け、ポンプ場へ非常用自家発電機を整備する経費を新たに計上したところでございます。

第2項 企業債償還金で17億6,948万1千円は、企業債の元金償還金でございます。

第3項 予備費で1,500万円は、収益的支出と同様に、予算外の不測の支出に備えるものでございます。

17ページを御覧ください。

業務活動などの活動区分別の資金の動きを表す「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。

当期は建設投資に係る支出で現金需要が高まり、下から3行目の資金の増減額では3億8,670万9千円の減少となり、最下段の期末での資金残高は53億8,535万5千円となる見込みでございます。

なお、その他の説明資料といたしまして、18ページから19ページにかけて、給与費の内容を一覧的に示す「給与費明細書」を、20ページには、予算書第5条で定めた債務負担行為に関する「債務負担行為に関する調書」を、21ページから22ページには、年度末時点における資産及び負債等の状況を示す「予定貸借対照表」を、23ページには、前年度における「予定損益計算書」を、24ページから25ページには、前年度末における「予定貸借対照表」を、26ページから28ページにかけましては、今回の財務諸表等の作成にあたり、採用した会計処理の基準等を示した「注記」を、それぞれ掲載しておりますが、内容は記載のとおりでございます。

31ページの方をお開き願います。

続いて水道用水供給事業の部の「予算実施計画」でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款 水道事業収益で68億4,568万6千円を予定しており、その内訳は、第1項 営業収益で65億3,970万7千円は、当企業団の水道事業及び千葉県営水道に対する給水収益などでございます。

なお、消費税の影響で税込みでは前年度に比べ微増でございますが、申込水量の減量により、実質は前年を下回る見込みでございます。

第2項 営業外収益で3億597万9千円は、主に長期前受金戻入などでございます。

32ページをご覧ください。

支出では、第1款 水道事業費用で63億155万7千円を予定しており、その内訳は、第1項 営業費用で61億5,951万3千円は、当企業団水道事業及び千葉県営水道に水道用水を供給するための経費で、水道事業と同様に、毎年度継続的に計上するもののほか、令和元年度に完成する「大寺浄水場新管理本館」への機能移転に必要な経費を計上してございます。

第2項 営業外費用で1億2,588万7千円は、これまでに借り入れた企業債の支払利息等でございます。

第3項 特別損失で715万7千円は、資産の除却に係る経費でございます。

第4項 予備費で900万円は、予算外の不測の支出に備える予備的経費でございます。

33ページを御覧ください。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款 資本的収入で5億2,174万円を予定しており、その内訳は、第1項 企業債で5億円は、建設改良事業で予定している工事に充当するものでございます。

第2項 出資金で2,174万円は、浄水施設の耐震化事業に充当するため、構成団体の一般会計から受ける出資でございます。

次に支出では、第1款 資本的支出で43億3,988万9千円を予定しており、その内訳は、第1項 建設改良費で34億2,516万9千円は、施設の耐震化等の推進に要する改良事業や、浄水場内に新たな薬品注入設備を整備する拡張事業に要する経費などでございます。施設の耐震化や老朽設備の更新を図るとともに、停電対策として、既設の非常用自家発電設備の更新にあたり、容量を増強するなどしたため、事業費は前年度比で微増となっております。

なお、台風被害を受けて令和2年度予算に計上した非常用自家発電機の整備などの対策費用は、水道事業、水道用水供給事業を合わせて約5億1,250万円でございます。

第2項 企業債償還金で9億972万円は、企業債の元金償還金でございます。

第3項 予備費で500万円は、収益的支出と同様に、予算外の不測の支出に備えるものでございます。

34ページをお開き願います。

「予定キャッシュ・フロー計算書」では、表の下から3行目の資金の増減額では、事業費は横ばいであるものの、現状の留保資金の状況を勘案して企業借借入を減じたことから、当期中の現金減少額は10億1,013万3千円となり、最下段の期末での資金残高は38億581万5千円となる見込みでございます。

その他の説明資料は水道事業と同様でありまして、35ページから39ページには、「給与費明細書」を、40ページには、「債務負担行為に関する調書」を、41ページから42ページには、年度末時点の「予定貸借対照表」を、43ページには、前年度の「予定損益計算書」を、44ページから45ページには、前年度末における「予定貸借対照表」を、46ページから47ページには、「注記」を、それぞれ掲載しておりますが、内容は記載のとおりでございます。

また、51ページ以降には「参考資料」として、水道事業と水道用水供給事業を連結した広域連合全体の予算規模と、水道事業における各市域の状況等を掲載してございますが、説明は省略させていただきます。

以上が、令和2年度当初予算の説明でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(斉藤高根君) はい。

議長(磯貝 清君) 斉藤高根君。

議員(斉藤高根君) 予算の組み方について質問させていただきます。まず、1年間の総給水量を3,804万8,389立米と見込んでおるところでございますけれども、使用水量が節水のために減ってくるものであろうという説明を受けました。節水をするのであろうというのは期待値でございます。期待値を予算に組み込んでどういうものなのかと。こういう説明をするのであれば、まず節水の効果が何パーセントあると、例えば木更津ですと新規需要の給水量が何立米あると、差し引き節水効果がこれだけあるのでマイナスになりますよという説明をしていただければいいんですけれども、新規需要があるはずなのにそっちの期待値というのは勘案されてないということでしょうか。お聞かせください。

議長(磯貝 清君) はい、答弁を求めます。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) お答えいたします。収入の予算の立て方でございますが、セグメントで別々の考え方をしておりまして、木更津市の水道需要につきましては9月までの実績を見て、下半期につきましては前年度の実績を見て水量が減っていることから減らしております。それと君津、富津、袖ヶ浦につきましては、基本計画に水量等出ておりますので、そちらにある数値で算定しております。

議長(磯貝 清君) よろしいですか。データというかそういう根拠だそうです。

議員(斉藤高根君) 説明がつけばいいんです。はい。

議長(磯貝 清君) 続いて求めます。

議員(船田兼司君) 議長。

議長(磯貝 清君) 船田兼司議員。

議員(船田兼司君) 予算書の2ページ、5条の債務負担行為のところのかずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託に係る経費と、予算書の6ページ、こちらの方にも債務負担

行為で同様の事業があります。それぞれ2千万と4億7千万それぞれ計上されている訳でございます。これはおそらく統合したときに各セグメントごとのデータがまだバラバラで、それを統合するための予算だと思えます。今の現状と、統合したときの事業効果がどういうふうに、また令和5年度まで債務負担行為を設定していますので、どのようなスケジュール感で動くのかお伺いします。

議長(磯貝 清君) 石井浄水2課長。

浄水2課長(石井秀幸君) 現在それぞれの管網システムを使用しており、今後、連絡管等の整備により管網を一元的に管理する必要があるため、広域化事業の生活基盤施設耐震化等交付金を予定し、計画期間は令和2年度から令和5年度の4年間となります。計画工程は令和2年度にプロポーザルを実施し、作業計画を作成、資料収集等を行い、水道事業の管路下図作成を計画しております。令和3年度から令和4年度は、用水供給の管路下図とバルブ等の位置・現地調査、管路、給水図、属性情報入力、ファイリング、料金データ取り込みを計画し、令和5年度はサーバー構築、LAN配線作業を計画いたします。なお、先程申し上げましたように、6ページに用水供給事業の債務負担行為として同様に2千万円を計上しております。その効果なんですが、一元的に管理することで職員それぞれがシステムを活用でき、各市の端末の情報が見れることにより災害等の対応など業務の効率化を図ることができるということで計上させていただきました。以上です。

議員(船田兼司君) はい、議長。

議長(磯貝 清君) 船田議員。

議員(船田兼司君) 統合して、基本的なデータとなりますので、こちらの方の作成を進めていただければと思います。続きまして予算書の16ページ、建設改良費ということで56億5,688万円とかなり大きい金額が計上されています。これに関しては老朽管の更新であったりとか、統合してから事業の工事量としても非常に多く出てくるとは思うんですけども、こういった中でこれをこなすために工事の平準化とか、そういったところについてしっかり取り組んでいかないと、先程も補足説明でもありましたけど、今まで以上に工事量出てくる中でどのように平準化をしてこなしていくのか、また事業者としては4月、5月、6月というのは、なかなか出てこないんですね、工事が。で、空いてしまうと。で、年度末に工事が集中する。と、こういったところの対策も含めた中で、ちょっとそこら辺をお伺いします。

工務2課長(高木勝義君) はい。

議長(磯貝 清君) 高木工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) お答えいたします。先生おっしゃるとおり、主に管工事でたくさん事業量を予定しております。当企業団の管工事につきましては、法定耐用年数を経過した脆弱な石綿セメント管や硬質塩化ビニル管の更新が主な事業として、その全てが来年度につきましては単年度の交付金事業となっております。令和2年度の管工事においては、全体の管工事からすると90パーセントが交付金事業となっており、また残りの10パーセントは道路管理者や他の占有事業者との関連工事となっているところでございます。そちらについては単独事業となっているところでございますが、道路管理者等との調整が必要な工事となっております。工事の早期発注、平準化の取り組みにつきましては、今年度末において、当該年度の精算業務をする一方、令和2年度の執行準備を進め、年度当初に速やかに交付金の交付申請を行い、執行することで工事の早期発注、平準化に努めてまいります。以上でございます。

議員(船田兼司君) 議長。

議長(磯貝 清君) 船田議員。

議員(船田兼司君) 是非ですね、発注を早期にしてもらって、平準化を進めていただきたいと思います。そうしないと入札不調とか不落も出る可能性がありますので、しっかりと平準化をしていただいて、適正な工期の確保に努めていただきたいと思います。あとですね先程、入札を行うんですけど、統合をしますと遠くなっちゃった人たちもいるんですよ。例えば富津であったりとか、木更津までちょっと距離が出てきちゃったりとかしてるんですけど、そういったところに対して電子入札で行われているのか、あと一般の例えば、給水の工事とか申請とかも各市でそれぞれ窓口があったんですけど、こういったところが統一されたことによって、自分、富津市の議員じゃないんですけど、富津とか君津の中山間地にいる人とかは半日以上かかっちゃうんですね、そういったところに対して、対策であったり、例えば電子化とかオンライン申請を認めるとか、そこら辺を含めてどういうふうに行っているのか。

経理課長(田中 宏君) はい。

議長(磯貝 清君) 田中経理課長。

経理課長(田中 宏君) はい。私からまず電子入札の状況と導入予定についてお答えさせていただきます。現在、当企業団では入札については全て紙入札で行っております。電子入札の導入につきましては、令和2年4月から実施する工事・測量等の業種において電子入札を実施する予定で現在進めております。

技師長(渡邊浩司君) はい。

議長(磯貝 清君) 渡邊技師長。

技師長(渡邊浩司君) 私の方からお答えさせていただきます。給水装置の申請業務につきましては、窓口での対応が必要となっております。申請業者の方と窓口で事前協議の打合せ、給水申請図面の打合せ等必要となっております。現在のところ、当企業団木更津の事務所でしか受付できるような状態とはなっておりませんが、今後改善に向け検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長(磯貝 清君) ほかに求めます。

議員(竹内伸江君) はい、議長。

議長(磯貝 清君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) 54ページの、その他災害への備えで事業費6,250万円計上されています。その中で、非常時に使用する給水袋等の備品、いろいろ用意してくださるということで、予算化されているんですけども、企業団で全てということではなくて、例えば各家庭に事前に飲料水を自分で用意していただくとか、そういうことの広報も併せてやっていただければと思います。今後は災害が毎年のように起こるであろうと予想されておりますので、木更津市のホームページを見ましたところ、災害発生時の応急給水ということで、危機管理課が出しているんですけども、そこで水道部は災害の時でも飲料水をお配りできるようにいろんな設備を整えますとかホームページに出ているんですけども、ここがまだ水道部みたいな形になっているので、きちんと、興味のある方は見ると思うんですね。もうひとつ市のホームページで防災・災害リンク集というコーナーがあるんですね、そこをクリックすると、かずさ水道広域連合企業団というふうに出ます、防災に関する企業団のホームページ、似てること書いてあるんですけども、これ無理もないことと思います。昨年4月に一緒になった訳ですから大変だとは思いますが、やはり市民の皆さんにも協力していただいて、少しでも予算使わないような形でということで、ホームページのもう少し、皆さん見たときに情報化時代ですので、もう少し情報を入れていただければいいかなと思いましたが、その辺いかがでしょ

うか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 今、竹内議員から広報でいろいろ市民の皆様というお話がありました。今ホームページの立ち上げ準備中ですので、こちらの方で皆さんの方で自助、災害発生後すぐに給水活動ができる訳ではございませんので、そこら辺のところも自助をお願いするような形で入れて行きたいと思っております。また市のホームページも古くなっているところがあったりしますので、検証して修正していきたく思います。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(磯貝 清君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) はい、ありがとうございます。それからですね、ホームページを見れない方たちに向けて、各自治体広報紙を出していると思っております。関連団体、社協さんや消防さんでもいろいろ出しています。発行状況なんかはどうなんでしょう。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) かずさ水道でも広報紙なんですけど、今回3月1日号を出す予定で準備しております。ただ、今のところ災害の関係、先程言った自助の関係は入れるといった予定がありませんので、もし紙面にまだ余裕があれば、そこら辺のところも載せたいと思っております。また来年度予算でも年2回出すという予定で予算措置をしております。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(磯貝 清君) 竹内議員。

議員(竹内伸江君) 統合して1年にも満たないのにこのような意見を出して申し訳ないと思うんですけど、本当に水の安定供給ということは市民の生命に係わることでありますので、本当に皆様のお力は大事だと思います。よろしくお願いたします。

議長(磯貝 清君) ありがとうございます。引き続き求めます。

議員(近藤 忍君) はい、議長。

議長(磯貝 清君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 54ページに関する部分ですが、災害対策への取組ということで来年度2か所のポンプ場で4億5千万、発電機を整備し、更には9か所でこれから設計委託を進めようということですので、単純に考えるとこの4.5倍くらいの20億を超えるようなポンプ関係の支出が出てくるかと思うんですけど、全体で災害対策に対する予算はどれくらいになるのか、という見込みは現在つかんでいるのでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 今後の災害対策につきましては、来年度いろいろ管路整備する中で、整備までに大分時間がかかりますので、その間に停電等が起こった場合対処できるような検討を加えていく形となります。今の君津地域水道事業統合広域化基本計画では、石綿セメント管や老朽管などの更新事業ということで地震対策を主としております。停電対策などの要望がなされている現状では、整備に関する期間や経費が明確になっておりませんので、令和2年度では事業規模、主となるものは非常用発電設備でございますが、施設の多い当広域連合企業団ではその必要性和費用対効果を勘案しなければなりませんので、先程言った中の計画書と併せて検討していきたくと考えております。

議員(近藤 忍君) 議長。

議長(磯貝 清君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 昨年の被害を考えると、このような対策をとることは重要だと思います。費用対効果を考えながら進めていくことに異議があるところではございませんが、この費用については当初の統合計画の枠外、要は事業費が嵩むものかということではよろしいでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) はい、平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい、統合広域化計画基本計画におきましては、先程述べました老朽管の更新が主なものになります。あとは施設の統廃合で、自家発電機の設備につきましては、現在あるもの、統合化計画で残るものについては耐用年数を鑑み、更新の費用につきましては計画しておりますが、新規につけるといのは計画にはございませんので、これは新たな費用という形となっております。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(磯貝 清君) はい、近藤議員。

議員(近藤 忍君) 全体事業費に占める災害事業費の割合がどれくらいで、どれくらいの影響が生じるか分からないのですが、それでも枠外の費用ということになると、これは水道料金、補助金とか各市からの出資金を投下するといった方法もあるかと思う訳ですが、そのような手段を取らない場合は水道料金に跳ね返ってくる形になるかと思います。業務の効率化を進めていただいて、財政支出を削減するというのも、これから当然取り組まなければならないのですが、水道料金の検討及び業務の効率化についての検討というのは令和2年度の中でどのように取り組んでいくお考えでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) まず、業務の効率化の前に職員数のお話からさせていただきたいと思います。事業統合しました平成31年4月時点での建設工事以外に携わる、いわゆる3条職員は120名でございます。統合直前の平成30年度末の用水・水道事業及び企業団職員数は合計139名と比較して19名減少しております。基本計画の125名からも5名少なくなっております。また現状では統合初年度ですから各市システムも統一ができていない状況であり、職員の負担が大きくなっているところでもあります。今後、効率的な業務委託やシステム統一などを進めるとともに、事務の課題など検討して効率化を進めてまいりたいと考えております。水道料金の改定についての検討でございますが、今回の台風被害を検討する災害対策事業は、現行の君津地域水道事業統合化基本計画に予定されていない事業であるため、将来の料金改定に影響がある可能性があると考えておりますが、具体的な料金の影響についてはまだ試算ができておりません。

議員(近藤 忍君) はい。

議長(磯貝 清君) 近藤議員。

議員(近藤 忍君) 確かにまだこれからの実際の事業の入札差金とか、物価上昇、材料とか人件費のスライド事項が出てきて、これ以外の事項の影響が大きいと思うので、来年度すぐ取り掛かるべき筋合いでは無いのかも知れませんが、4年後水道料金を上げるということが統合計画の中にありまして、10年後に一本化するというので議会の方に示されております。4年後に値上げをするときの段階で反映できるような料金計画を早めに検討を始めていただいて、我々議会側の方にも示していただければと思います。職員については大分減らしているけ

ど、まだ統合過程でいろいろ困難があるということもわかりました。また発注に当たりましては、先程船田議員の方も言われましたけど、早期発注も重要なんですが、発注ロットを大きくするとか、また設計施工一体型の、特にポンプとか設備関係については、それが有効に効いてくると思いますので、職員の業務を減らしながら単価を安く発注する、職員の管理経費を下げる、工事側の取り組みですけれども、それらについても前向きに検討していただいて、管理コストを下げるようにしていただければと思います。それらの取組というのは令和2年度以降はどのようにお考えか発注課の方についてお聞きしたいと思います。

工務2課長(高木勝義君) はい。

議長(磯貝 清君) 高木工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) お答えいたします。まず発注ロットにつきましては、来年度につきましてもかなりの工事本数を予定しているところでございますが、なるべく本数は減らすような努力はしていきたいと考えております。また、設計施工一括方式の検討であります。今、先進事例の方の勉強をしております。只今デザインビルドについて進めていけるよう勉強しているところです。以上でございます。

議員(石井志郎君) はい。

議長(磯貝 清君) 石井議員。

議員(石井志郎君) 今の近藤議員とは逆の質問になるかも知れませんが、我々4市の議員は地域の権利の主張であり、代表として来ている訳なんです。富津市の場合、旧水道部からでも3～40分以上かかるところの漏水工事等の場合に、これは工務の方になると思うのですが、担当者が来て現場を見てから工事に入るというようなことを聞いております。先日私の近所で水道の漏水があったのですが、電話して約1時間近くかかって木更津の方から、やっと来ていただきました。それも違う現場にいた人を呼び出してきていただいた訳なんです。人員削減もいいんですが、例えば富津市で言いますと関豊とか山中地域とか遠方の、山中はまだ水道行ってなかったですね、遠方の水道の漏水等の工事のとき、例えば二重行政になる可能性があるんですが、遠方にある場合、旧富津市の水道部、昔の浄水場ですね、そういうところに徴収の部署はありますが、工務関係の人が常駐した場合に、現場の対応が時間的に短縮できるんじゃないかと思うんですね。いま木更津の、旧木更津市役所の前から各地域に、現場に行ってると思うんですが、その辺の考え方はどうかかなんてでしょうか。

浄水2課長(石井秀幸君) 議長。

議長(磯貝 清君) 石井浄水2課長。

浄水2課長(石井秀幸君) 現在、漏水等木更津から職員が出ている訳ですけど、例えば富津市の金谷とか遠い所で、公用車の方にETCがついていて、急用、緊急性があれば、高速を使って職員を行かせている状況です。富津の事業所においては料金だけの営業所しかないんですけど、現在各市セグメントごとに職員担当しております。たまたま市にその日漏水等なければ他の市の職員の応援などをやっている状況で、待機業務という形で各市組合の方にもお願いして、すぐ現場に出られる体制をとっているんで、今後組合の方にもお願いしてバックアップ体制とかとれるように協議しているところでございます。

議長(磯貝 清君) 石井議員。

議員(石井志郎君) ありがとうございます。それによって、漏水している近隣が断水してしまうんですね。前回のときも補修用のジョイントが、口径が無くて場合によっては木更津まで取りに行く、業者さんが持ってなければ木更津まで取りに行くと、工務課の方が運んできて業者さんがつけるといったような話も聞いております。そこら辺のところを出来るだけ住民サービ

スという中で考えていただければと思います。これは要望ですので、よろしくお願い致します。

次に発注の話も、先程入札の平準化等の話があって、今、一括という話があった訳ですが、富津市内でも旧所を含めて水道工事業者の方がいらっしゃいます。いろいろな話聞きますと今年木更津も含めて多数仕事が発注されるということで、いまでも各富津市の業者さんも人手不足の中で、管工事が遅延と言いませんけど、ギリギリの中で工事していると聞いているんですね。要するに地方の管工事業者を育成するっていうことは、我々地方議員のある意味、宿題となっていて、宿命かも知れませんが、最初のときも四市の企業団つくるときに各市の管工事業者の育成、保護ということも話題にあがっていたんですが、その辺のところは今後の発注に対してどのように考えているか。一括で一掃に出ちゃった場合には、その地域の管工事業者には手が負えなくなったときに四市以外のところから緊急的に業者さんを持ってくるというようではまた話が違ってくると思うのですが、その辺いかがでしょうか。

工務2課長(高木勝義君) はい。

議長(磯貝 清君) 高木工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) 先程お話をさせていただきましたが、本数もかなり増大する予定になっております。地元の方の管工事の育成のためにも、なるべく本数を減らしたかたちで発注してまいります。

議員(石井志郎君) わかりました。

議長(磯貝 清君) 石井議員。

議員(石井志郎君) 本当に当初、企業団をつくることから問題点を議論されたと思います。そういう中で地域には地域のいろいろな課題があるかと思いますが、その辺のところを企業長含めましてご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議長(磯貝 清君) はい、他に。

議員(須永和不良君) はい。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和不良君) 先程石井議員と船田議員からも平準化のお話がありましたが、5年間の平準化だけでなく、1年間の中でも4、5、6月全く発注がないなんてこともあるんで、それは補助金事業であっても単費の部分だけでもとりあえず発注しておいて、補助金が決定するまで発注しないって言うんじゃないかと、経営者側に立ってみれば4、5、6月全く仕事が無くて急に6月から増えるというのも困るので、1年間の間の平準化として考えてください。これは要望としておきます。令和2年度予算の中に、水道管路整備基本計画策定に2,200万円入っていると思うんですけど、ちょっと基本的なことで申し訳ないんですけど、この水道管路整備基本計画というものは、何年間の計画で広域化基本計画との上下関係としてはどういう位置付けになるのか教えてください。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 水道管路整備基本計画は交付金事業に合わせて令和10年度までの改良更新事業の年次計画を策定するものでございます。こちらの上位計画との関係でございますが、統合広域化基本計画につきましては各年度の事業費について計画しておりまして、どの場所をやるかというような計画が入っておりませんので、それを今回計画することとさせていただきます。

議員(須永和不良君) はい。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永 和良君) 2年度につくる水道管路整備基本計画の方が上位計画ということによろしいですかね。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 統合広域化基本計画自体は管路だけではなくいろんな計画を含めたもので、今回の計画は管路の部分、又は停電になった場合のことなど考えているんですけど、上位計画がどちらかというところとあれなんですけど、統合広域化基本計画で管路の更新事業費が決まった中で、管路の重要性とか更新の優先順位を定めて交付金事業の終期に合わせて令和10年度までどのようにやっていくかというのを決めていくというものであります。

議員(須永 和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永 和良君) 統合広域化基本計画の管路の部分だけ抜き出したもので、令和10年までの長期のものと考えればいいですね。わかりました。先程他の方の質問であったんですけども、施設の統廃合もこれに含めていくということですので、今回増圧ポンプ場の自家発電機とかで5億円くらい入れてありますけど、増圧ポンプ場が大きすぎるといって、こちら技術の方の人たちからすればよく分かってらっしゃると思うんですけど、これを統廃合ということで今後のコストも抑えられますし、停電のリスクなんかも下げられるので、その辺を令和10年までのこの水道管路整備基本計画の中で、増圧ポンプ場の統廃合なんかも入れていって欲しいと思うんですけどどうでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい、君津地域水道事業統合広域化基本計画では、計画の検討に当たりまして、地形などの現地調査をした上で、水利計算を行って複数の工区の中から実現可能な四市で6か所の統廃合を決定しております。これによりまして市域を跨った配水区域の再編で、29か所の水源と9か所の浄水場の施設を廃止できるところになりました。水道施設は地形に大きく影響を受けまして、広域連合の給水区域には山や谷が多く、高いところには加圧するためのポンプ、低いところには管が破裂しないように減圧するための装置が必要なことから、効率的な水道施設の再構築は難しいところではありますけど、基本計画で見込んだ区域外でも統廃合できる施設があり、災害対策を踏まえて検討していきたいとは思っております。

議員(須永 和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永 和良君) ありがとうございます。広域化基本計画はあくまでも災害前に作ったものですので、それを長期停電を踏まえて今度新たな計画で最新のポンプ能力を持ってすればもっと効率化ができていくというか、リスクを減らして更に増圧ポンプ場も減らせて経費も抑えられると思いますので、よろしくをお願いします。

もう一点、前々から職員駐車場の借上料の予算化をしてくださいと昨年から私、言っていたんですけど、結局予算計上されてきてないんですけど、木更津市との賃貸借契約では、約236万円で契約されていると思うんです。何でこれ予算化しないんでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 駐車場の駐車料金につきましては、君津広域水道企業団や木更津市におきましても、駐車場が不足した場合、民間の駐車場を借り上げ、利用者がその費用を負担しております。現在1,400円ですが、民間に個人で借りると4,5千円かかるということで1,400円は高いと言えないことから個人負担ということで予算措置はしていません。以上です。

議員(須永和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) 高いか安いかの問題ではなくて契約書として木更津市と企業団が結んでいて企業団が236万円払うということになっているので、これは払わないと契約違反になると思います。1,400円×何人で、いくら利用者から取っているのかを教えてください。それともう1点、木更津市の予算には歳入として企業団から236万円入ってるんですよ、そうすると木更津市の予算とこちらの企業団の予算が合わないことになってしまうと思うんですけど、それはどうするのでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) まず、職員駐車場として月々1,400円とっている人数でございますが、1月現在で169人からとっています。あと広域連合企業長の名前で契約しているところで予算措置していないのですが、職員駐車場の対応につきましては、木更津市水道部でも統合前の平成29年度から木更津市総務部と協議しておりまして、その中で広域連合企業長名で借用申請を行うこととしておりました。これは、近隣に民間駐車場が少なく、駐車場の確保が職員厚生事業の一つとして広域連合で行うことが適当であるとの考え方です。また4月1日から職員が配置され事業開始されたことから、4月1日時点で木更津市と土地賃貸借契約を結んでいるものです。広域連合企業団以外では、千葉県では職員互助会が、また旧君津広域水道企業団では駐車場世話人が、また木更津市では厚生組合が駐車場を借り上げておりますが、広域連合企業団発足時は、どういう方が職員として来るか分からない状態でございますので、職員厚生事業をやる長ということで広域連合企業長の名前で土地賃貸借契約をしておりますが、こちらの駐車場料金につきましては、利用者が支払うことが適当ではないかということで予算にはあげず、総務企画課総務班の方で処理しているところでございます。

議員(須永和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) 因みに1,400円×169人でいくらでしたっけ。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 月で23万6,600円、年で283万9,200円でございます。

議員(須永和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) 283万9千円だと賃料が236万6,028円で差額はどのようにしているのでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) まず、昨年4月の発足当時はこれほど人数がいなかったもので、月額が19万7,169円ですので、それに駐車場の整備、看板作ったり、線を引いたり、

碎石を引いたりするような費用を鑑みて、少し上乗せして徴収しております。現在、看板作ったりして残りが20万程度残金がございますが、それにつきましては総務企画課の方で管理して金庫にしまっております。

議員(須永和良君) はい。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) まず料金が安い問題でもないし、職員のためだからどうこうという話じゃなくて、事務処理の方法として有り得ないと思うんです。だって契約上、賃貸借契約の中ではいくらを誰からということで契約を結ぶ訳ですよ、相手と。これは木更津市さんの間では企業団が払うということになっているんですね。木更津市から納入通知書が来てそれを払うということになっているのに、利用者から貰うというのはおかしいんじゃないかなというふうに素朴に思う訳です。更に言うとその賃貸借契約の中では、その土地の保存、利用、改良その他の行為をするための支出の経費は全て企業団の負担となっている。碎石を引いたりするのは企業団の負担ですよ。私は難しいことを言ってるのではなくて予算化してくれば良かっただけなんです。単に。それで予算化した上で利用者、職員の方から協力金で貰えばいいだけです。それがほとんどの市は多分協力金という形で歳入で入れていると思うんですけど、それなのにこれを予算化しないと、来年度予算は何とか、補正とか何でもいいんですけど何とかしてほしいし、放っておくと3月まで何とかしないと、決算のときにこれどうするんですか。木更津市の決算をこの9月とかなったときに企業団から236万円入りますっていう決算を承認されたときに企業団に支出無いんですよ。どこから来たのそのお金ってなるじゃないですか。だからこれはきちんと普通に支出に載せてそのうえで職員から協力金を募ればいいということで、私はこの事務処理の仕方もおかしいし、契約違反ではないかと思うんですけどどうですかね。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 駐車場料金を予算措置していない、これを簿外処理しているという形で予算には入れていないということで、問題は無いという考えであります。

議員(須永和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) 契約書では改良などの支出する経費は企業団が持つこととなっているのに、何の権限があつて職員からお金を取るんですか。で、職員に対してはそのときのお金をとった領収書は何名で発行しているのですか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 職員につきましては給料から天引きさせていただいて領収書自体は発行していないんですが、外に委託している業者ということで、木更津市水道サービスセンターや、また窓口業務等を行っておりますCDC情報サービスの職員、また浄水場の運転管理を委託してますウォーターエージェンシーの職員などにつきましては「総務企画課長平野」で領収書を発行しております。

議員(須永和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) 個人名で出すというのは何かおかしいと思うんですけど、私の感覚がおかしいんですかね。私はこういうのは予算に載せるべきかと、だって木更津市と辻褄が合わない

じゃないですか。どっちも同じ人の名前ですよ。木更津市長と企業長が賃貸借契約を結んでいるけど、片方が計上していて、片方が計上していないんじゃないかと思うんですけど。監査委員どうですか。どうですか。おかしくないですか。私がおかしいのかな。

事務局長(小島 肇君) 議長。

議長(磯貝 清君) 小島事務局長。

事務局長(小島 肇君) 先程、平野の方からお話しましたけれども、各団体にいわゆる互助組織みたいなものがありまして、木更津市も県の話も出ましたが、互助組織が払っている。それにつきまして、要は公の会計の方には入れないで、互助組織が払っている。かずさ水道においては、申し訳ないですが、互助組織がまだ立ち上がってないという中で、互助組織の代表としての企業長がお支払いをしているということでございます。互助組織のようなものがあれば、もっとその辺はすっきりしたのかなと思います。以上でございます。

議員(須永和良君) 議長。

議長(磯貝 清君) 須永議員。

議員(須永和良君) それでは、認識が違うので指摘だけにさせていただきますけど、互助組織の代表だとしても企業長がお支払いしているのであれば支出に入らなければおかしいですよ。契約書が互助会との契約書になっていけばいいですよ。職員一同とかで結んでいけば問題ないですよ。企業長印を使っている訳ですよ。公印をそういうふうに使っていいのって話になってきちゃうし、普通に一回支出に載せて予算を出して協力金で入れるか、契約書自体を職員一同とかでやるかしないと辻褃が合わないということを指摘して終わりにします。

議長(磯貝 清君) 他に求めます。

議員(座親政彦君) 議長。

議長(磯貝 清君) 座親議員。

議員(座親政彦君) 人件費の関係で時間外、それから休日勤務手当と出ておりますけど、先程の補正予算でありました、あれはたぶん災害関係で出なきゃいけない、時間外勤務をやらなければいけないということだったと思うんですが、今回の予算書の水道事業の方も用水供給事業の方も補正で組んだ金額よりも多いというふうになっているのですが、そもそもの考え方をどのようにしているのかお聞かせ願いたい。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 補正予算で時間外が増額しておりますが、災害だけではなく4月から業務多忙で大分時間外等が出ておりますので、その金額も含めて予算計上しております。

議員(座親政彦君) はい。

議長(磯貝 清君) 座親議員。

議員(座親政彦君) それは令和2年度の予算の考え方でしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) 平野参事。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい、令和2年度の予算で、36協定で各事業につきまして何時間までということもありますので、その辺も含めてです。

議長(磯貝 清君) 他、どうですか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討

論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め討論を打ち切ります。

議長(磯貝 清君) これより議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい、挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第6号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝 清君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) 議案第6号「水道料金債権の放棄について」御説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

消滅時効期間を経過した水道料金債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

初めに、統合前の債権の取扱いについて御説明いたします。

私法上の債権である水道料金債権は、民法第173条第1号に定めるところにより、消滅時効期間が2年とされております。今までの四市の取扱いでございますが、木更津市、君津市、袖ヶ浦市の水道事業では、消滅時効期間が5年の下水道料金等との徴収事務のバランスを考慮して、2年経過した後も時効の援用のない債権については、催告や個別訪問などによる料金徴収に努め、下水道料金債権等が時効を迎える5年に合わせて債権放棄を行ってまいりました。

一方、富津市水道事業につきましては、富津市債権管理条例により、2年で債権放棄を行って参りました。

次に、かずさ水道広域連合企業団における債権放棄の考え方について御説明いたします。

先程も申し上げましたとおり、水道料金債権の消滅時効は2年ですが、各市の下水道使用料等との徴収事務のバランスと、令和2年4月1日に施行される改正民法において、令和2年4月1日以降に契約する私法上の債権の消滅時効が5年に改正されることを考慮いたしまして、督促納期限から5年を経過する水道料金債権について、議会の議決を得て、債権放棄を行うこととしたところでございます。

放棄する債権の内容でございますが、1「債権の種類」は水道料金債権、2「債権額」は404万4,401円、3「債務者」は510人でございます。4「債権の概要」の平成25年度は、平成26年2月及び3月に調定した分、平成26年度は、平成26年4月から平成27年1月までに調定した分で、2か年度の合計は、975件 404万4,401円でございます。

この975件は、請求月ごとの調定件数で、1人で2調定以上の債務者がいることから、債務者数より大きい数字となっております。債権放棄の理由で一番多いものは、所在不明で、無断転居等により所在のつかめないことによるものでございます。

12ページに「債権放棄の理由」の説明、13ページから50ページに個別の債権の内容のリストを添付しておりますが、それぞれの説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。引き続きまして討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め討論を打ち切ります。

議長(磯貝 清君) これより議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(磯貝 清君) ここで、渡辺広域連合企業長よりあいさつがあります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(磯貝 清君) はい。渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決をいただきまして、深い御理解に感謝申し上げます。

今後、議会内でいただいた御意見等につきましてはしっかりと整理をして、また決算に向けてご提案させていただきたいと思っておりますので、今後とも議員皆様の御指導とお力添えをお願いをさせていただきながら、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

閉 会

議長(磯貝 清君) これをもちまして、令和2年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦勞様でございました。

(令和2年2月3日 午後 3時 44分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和2年2月3日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 磯 貝 清

同 会議録署名議員 石 井 志 郎

同 会議録署名議員 須 永 和 良

